

高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 特定業務代行者の募集について

1. 地区、事業及び施行者の名称

- (1)地区の名称：高松市大工町・磨屋町地区
- (2)事業の名称：高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業
- (3)施行者の名称：高松市大工町・磨屋町地区市街地再開発組合（予定）
- (4)施行地区の区域：香川県高松市大工町、磨屋町、丸亀町の一部
- (5)施行区域の面積：約0.5ヘクタール

2. 特定業務代行の範囲

- (1)再開発組合活動支援業務（再開発組合事務局の運営、事務局員の派遣等）
- (2)再開発組合への資金協力（資金の立替え・貸付・債務保証等）
- (3)実施設計業務（工事監理は第三者監理とする。）
- (4)工事施工業務（既存建築物等の解体除却工事、施設建築物等の建築工事等）
- (5)保留床の処分（未処分保留床等の最終処分責任、処分先の斡旋協力等）
- (6)その他、本事業推進に関する支援

3. 応募資格

- (1)応募形態
一企業単独でも、複数企業の共同体でも応募可能とします。
- (2)応募資格
次に掲げる事項のすべてに適合することを応募資格とします。
ただし、共同体の場合、③～⑧の事項については、代表企業が適合していれば、応募可能とします。
 - ①建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。
 - ②香川県内に本社、支社、支店又は営業所があること。
 - ③組合施行の第一種市街地再開発事業に5地区以上参加し、また特定業務代行者として参画した実績を有し、当該業務を行うのに十分な組織体制、企画力、技術力、資金調達力等を備えた事業者であること。
 - ④（財）建設業情報管理センターが実施する経営規模等評価結果通知書において、建築一式の総合評定値(P)が1,500点以上である事業者であること。
 - ⑤応募企業が、一般社団法人再開発コーディネーター協会法人正会員又は公益社団法人全国市街地再開発協会賛助会員であること。
 - ⑥再開発プランナー（一般社団法人再開発コーディネーター協会）の登録者数が10名以上であること。
 - ⑦過去5年度（平成26年度～平成30年度）に工事竣工した物件のうち、以下のいずれかの施工実績があること。
 - 共同住宅100戸以上の施工実績
 - 駐車場400台以上の施工実績
 - 延床面積10,000㎡以上の複合用途施設建築物の施工実績
 - ⑧特定業務代行契約締結後、すぐに事務局へ1名常駐派遣できること。なお、派遣する者は法定再開発事務局業務を2件以上経験した者とする。ただし、派遣期間については、事業提案書に基づき、協議の上定める。

4. 事業提案競技のスケジュール

- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| ・募集開始 | 2018年（平成30年） | 12月25日（火） |
| ・応募申出締切り | 2019年（平成31年） | 1月15日（火） |
| ・質疑提出締切り | 2019年（平成31年） | 1月25日（金） |
| ・質疑回答 | 2019年（平成31年） | 2月1日（金） |
| ・参加辞退届提出期限 | 2019年（平成31年） | 2月15日（金） |
| ・事業提案提出期限 | 2019年（平成31年） | 2月28日（木） |
| ・結果の通知 | 2019年（平成31年） | 3月予定 |

5. 募集要項の配付・問い合わせ先

応募される方は、以下の問い合わせ先まで電話にてご連絡ください。当社より募集要項を送付いたします。

株式会社ユーデーコンサルタンツ 担当 山口、小西
〒541-0053 大阪市中央区本町4丁目7番4号

TEL : 06-6265-5588

(受付時間 10:00~17:00 土日祝及び12月28日から1月4日までの期間を除く)